

## 板橋区公共交通会議設置要綱

令和2年12月4日区長決定

令和8年4月23日一部改正

(目的)

第1条 板橋区の総合的な交通体系の整備と、公共交通の維持・充実を推進し、区民生活の向上に資するため、板橋区公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について調査、研究及び協議する。

- (1) 板橋区交通政策基本計画に関する事項
- (2) 交通体系の整備、公共交通の維持・充実に関する事項
- (3) 公共交通の利用促進に関する事項
- (4) その他、交通会議が必要と認める事項

2 前項の調査、研究及び協議において必要がある場合は、交通会議を道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく地域公共交通会議その他地域の公共交通に関する会議体(以下「地域公共交通会議等」という。)に位置付け、所要の協議等が行えるものとする。

3 板橋区交通政策基本計画の改定及び実施において必要がある場合は、交通会議を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、必要な協議を行うための協議会に位置づけ、所要の協議等が行えるものとする。

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者35名以内で区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民を代表する者
- (3) 鉄道事業者を代表する者
- (4) 自動車運送事業者を代表する者
- (5) 国土交通省職員
- (6) 道路管理者
- (7) 交通管理者
- (8) 板橋区職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか交通会議の運営上必要と認める者

2 前条第2項の規定に基づき、交通会議を地域公共交通会議等に位置付ける場合は、次に掲げる者を委員とし、区長が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (2) 前号に掲げる者のほか地域公共交通会議等の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長の招集により開催する。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のために交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 6 交通会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(会議の運営の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認めた場合は、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- 2 前項の規定による場合は、全会一致を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

(部会)

第8条 交通会議は、特定の事項の調査、研究及び協議を行うため必要があるときは、部会を置くことができる。

(部会の構成及び運営)

第9条 前条の規定に基づき、板橋区交通政策基本計画の改定を検討するに当たり、専門的な協議を図るため、分野ごとに板橋区交通政策基本計画改定部会(以下「改定部会」という)を設置することとし、会議の会長が指名する委員をもって構成する。この場合において、任期は板橋区交通政策基本計画の改定までとする。

- 2 改定部会は、部会長の招集により開催する。
- 3 部会長は、改定部会を招集する場合は、議事の内容、日時、場所、その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

- 4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会長代理がその職務を代理する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、改定部会委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聞くことができる。
- 6 部会長が、急を要すると認めたとき又は改定部会の会議を開くことができないと認めたときは、各委員との協議をもって、会議に代えることができる。
- 7 改定部会は、非公開とする。

(庶務)

第10条 交通会議及び第8条に規定する部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めのない事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月23日から施行する。